

資料編

1. アンケート調査結果

◆ 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、高齢者の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査設計

■ 高齢者一般調査

- 調査地域 : 南丹市
調査対象者 : 南丹市に住んでいる 65 歳以上の人から無作為抽出
対象数 : 2,200 人
調査期間 : 平成 20 年 7 月 4 日～平成 20 年 7 月 18 日まで
調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■ 要支援・要介護認定者調査

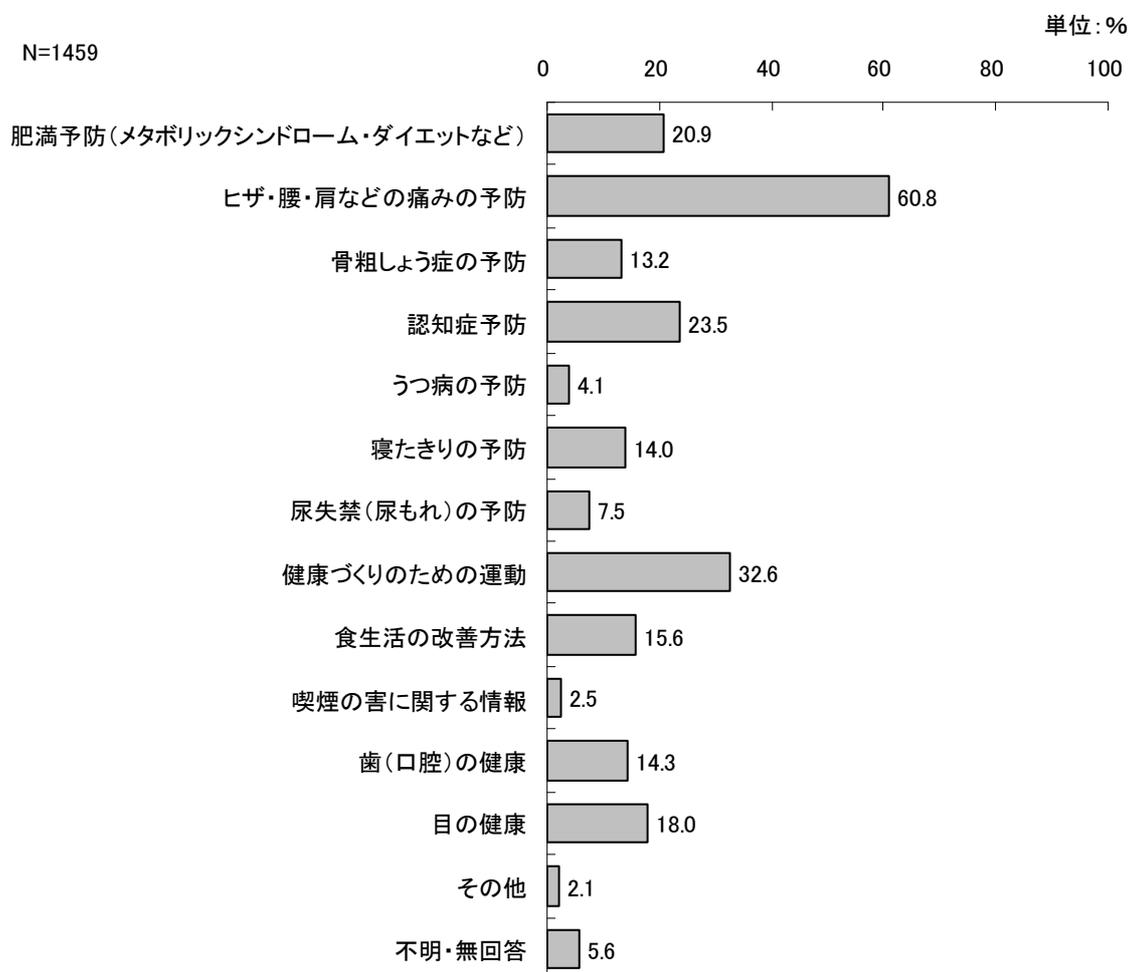
- 調査地域 : 南丹市
調査対象者 : 南丹市に住んでいる要支援・要介護認定を受けている人
対象数 : 800 人
調査期間 : 平成 20 年 7 月 4 日～平成 20 年 7 月 18 日まで
調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(3) 回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	2,200	1,459	66.3%
要支援・要介護認定者調査	800	427	53.4%
合計	3,000	1,886	62.9%

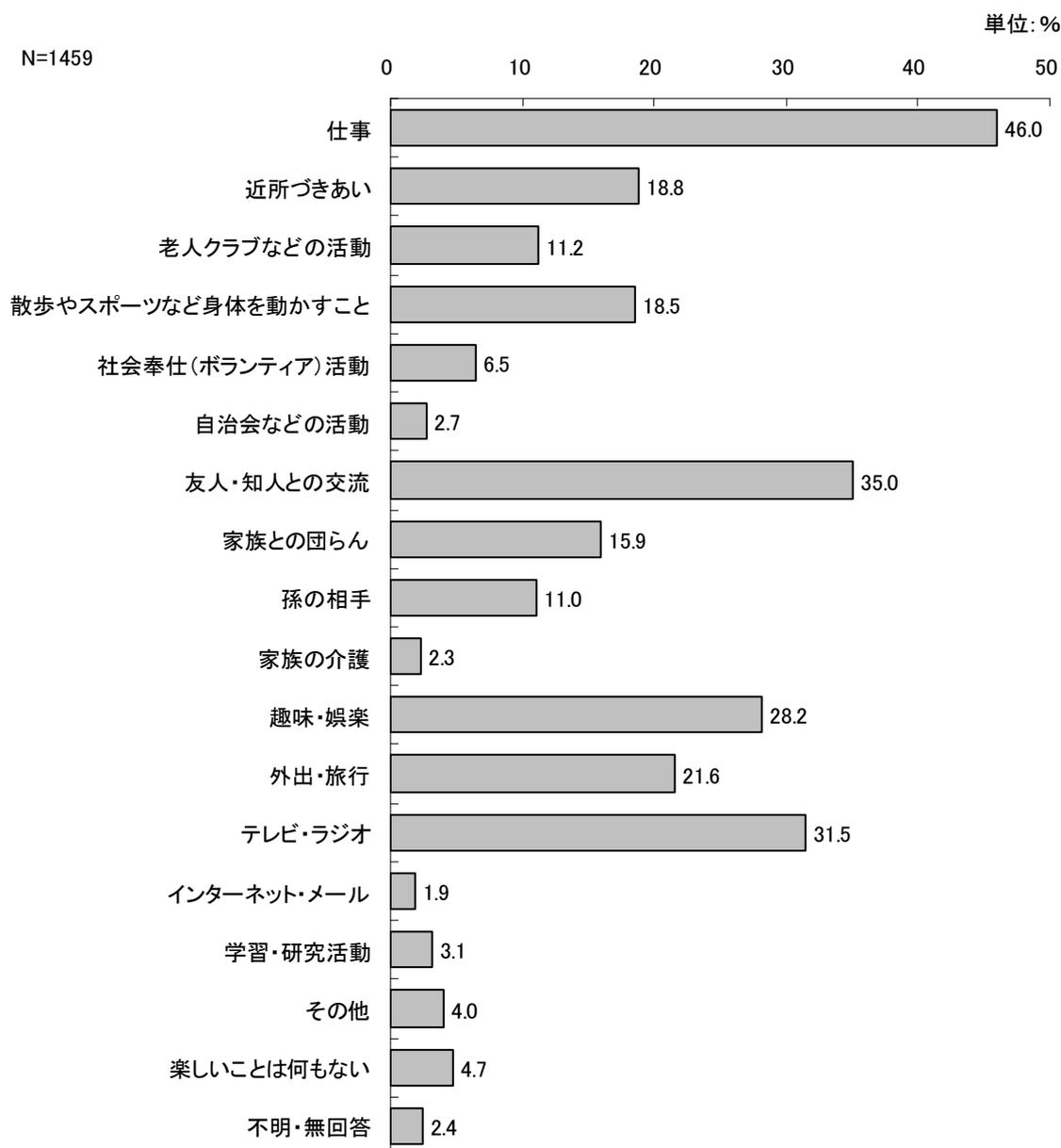
●健康について関心のあること【高齢者一般】

健康について関心のあることは「ヒザ・腰・肩などの痛みの予防」が60.8%と最も高く、次いで「健康づくりのための運動」が32.6%、「認知症予防」が23.5%となっています。



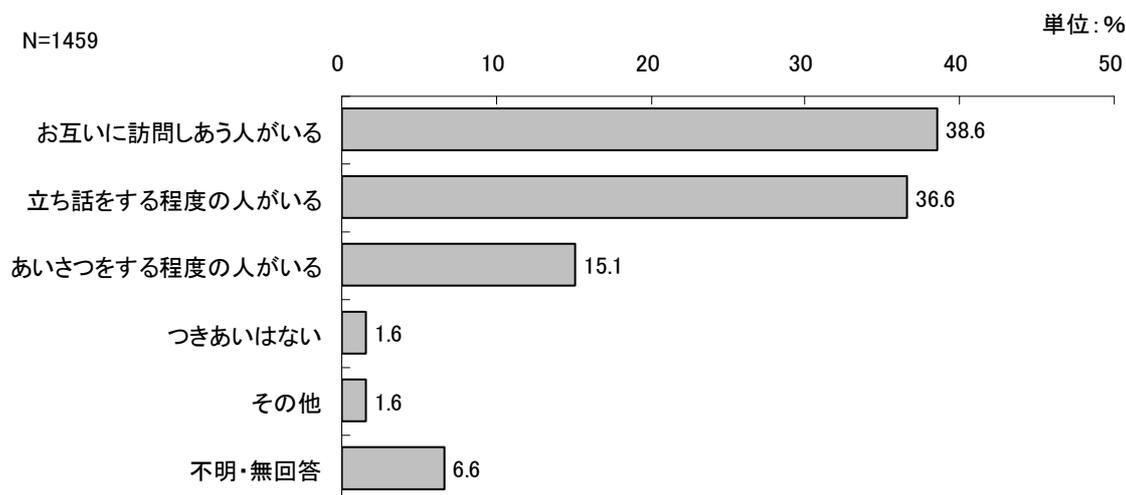
●現在していることで、生きがいを感じる事【高齢者一般】

生きがいを感じることは、「仕事」が46.0%と最も高く、次いで「友人・知人との交流」が35.0%、「テレビ・ラジオ」が31.5%となっています。



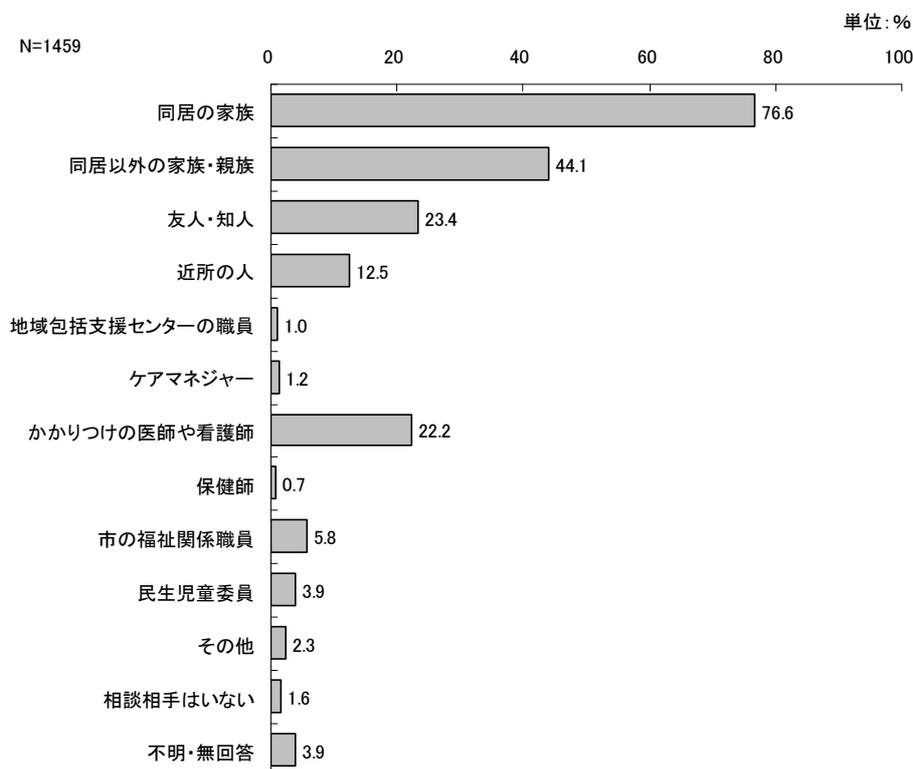
●近所の人たちとのつきあいの程度【高齢者一般】

近所の人たちとのつきあいの程度は、「お互いに訪問しあう人がいる」が 38.6%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がある」が 36.6%、「あいさつをする程度の人がある」が 15.1%となっています。



●日常生活の中で困ったときの相談相手【高齢者一般】

相談相手は、「同居の家族」が 76.6%と最も高く、次いで「同居以外の家族・親族」が 44.1%、「友人・知人」が 23.4%となっています。

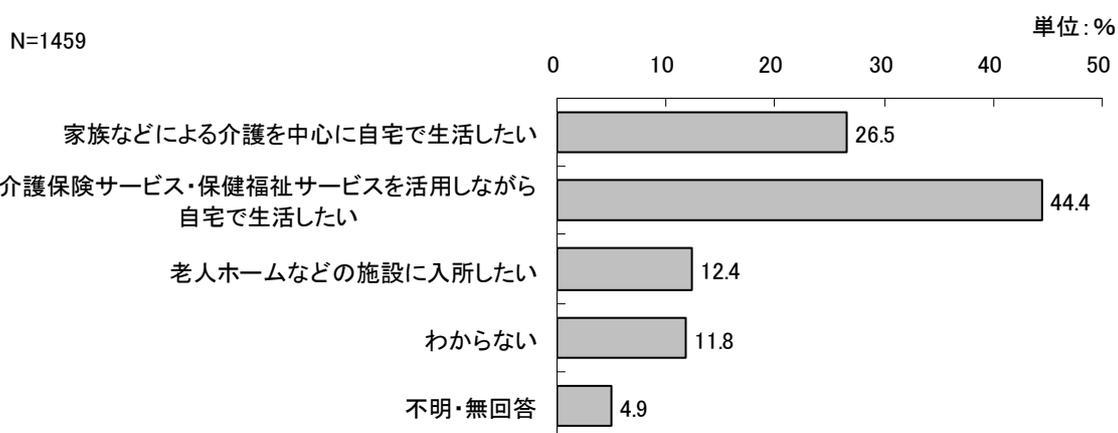


●介護が必要となった場合の考え【高齢者一般 要支援・要介護】

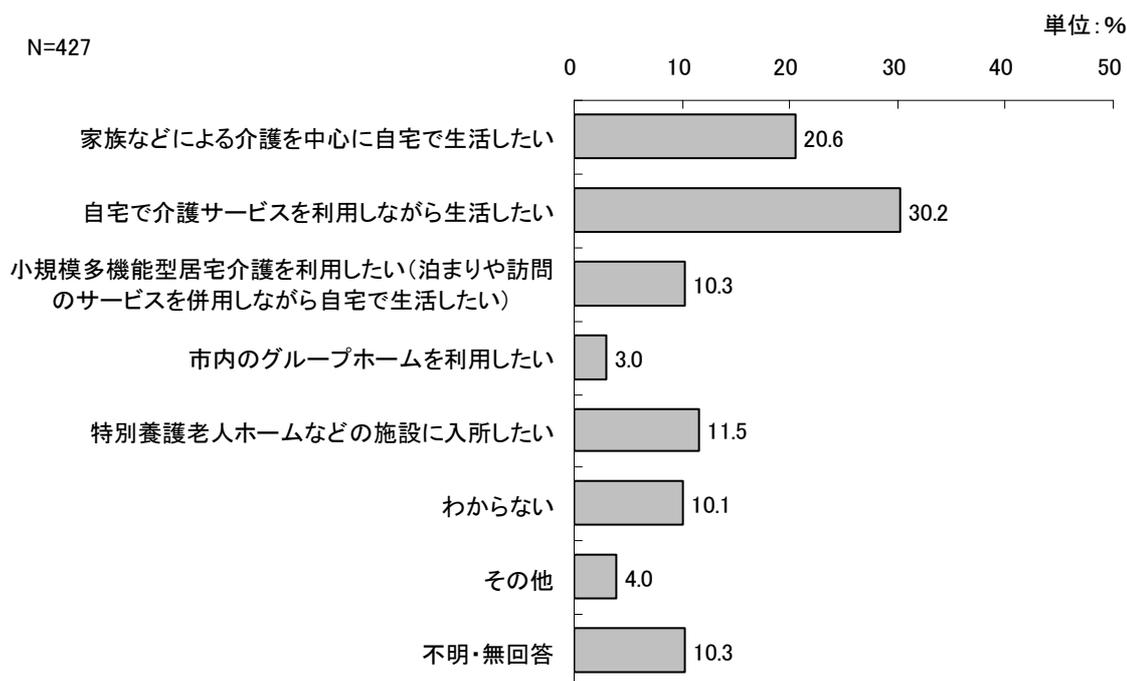
介護が必要となった場合の考えは、高齢者一般で「介護保険サービス・保健福祉サービスを活用しながら自宅で生活したい」が44.4%と最も高く、次いで「家族などによる介護を中心に自宅で生活したい」が26.5%、「老人ホームなどの施設に入所したい」が12.4%となっています。

要支援・要介護では、「自宅で介護サービスを利用しながら生活したい」が30.2%と最も高く、次いで「家族などによる介護を中心に自宅で生活したい」が20.6%、「特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」が11.5%となっています。

【高齢者一般】

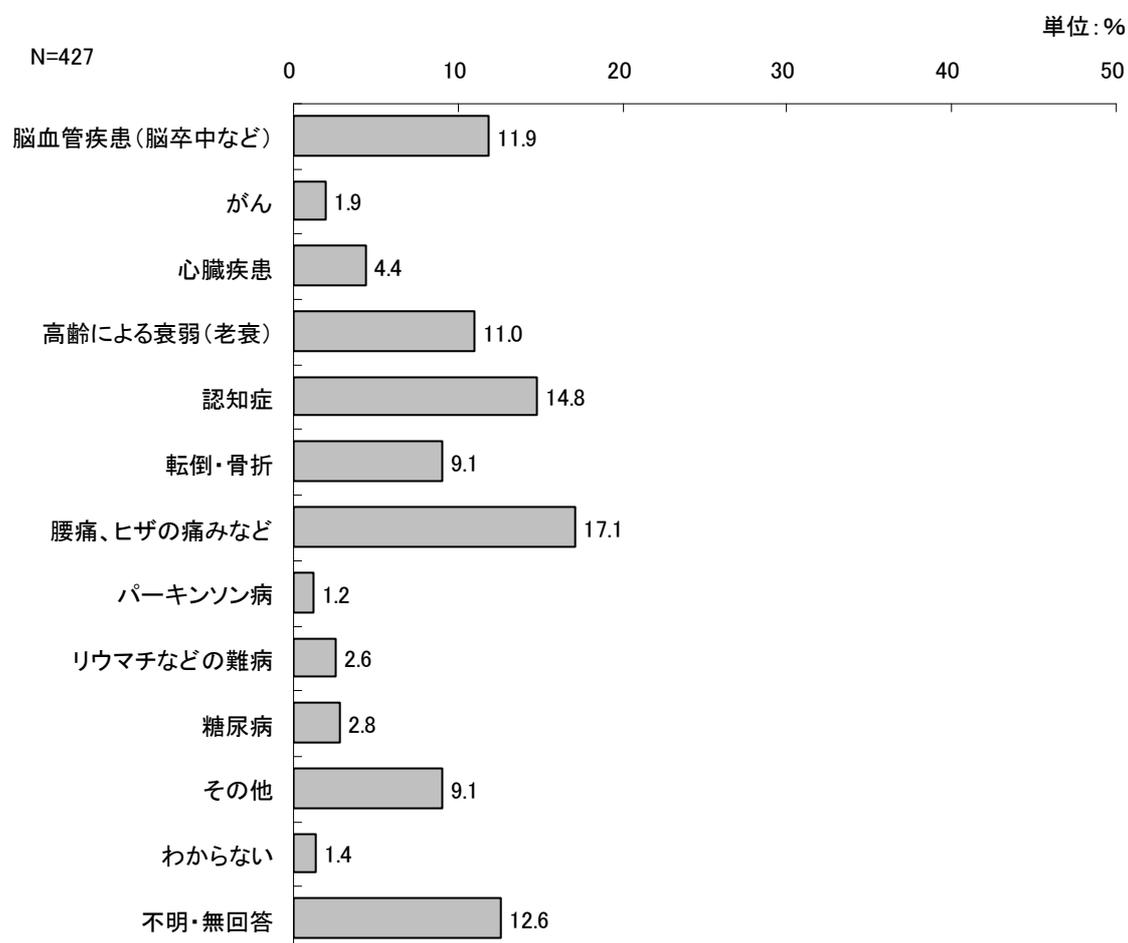


【要支援・要介護】



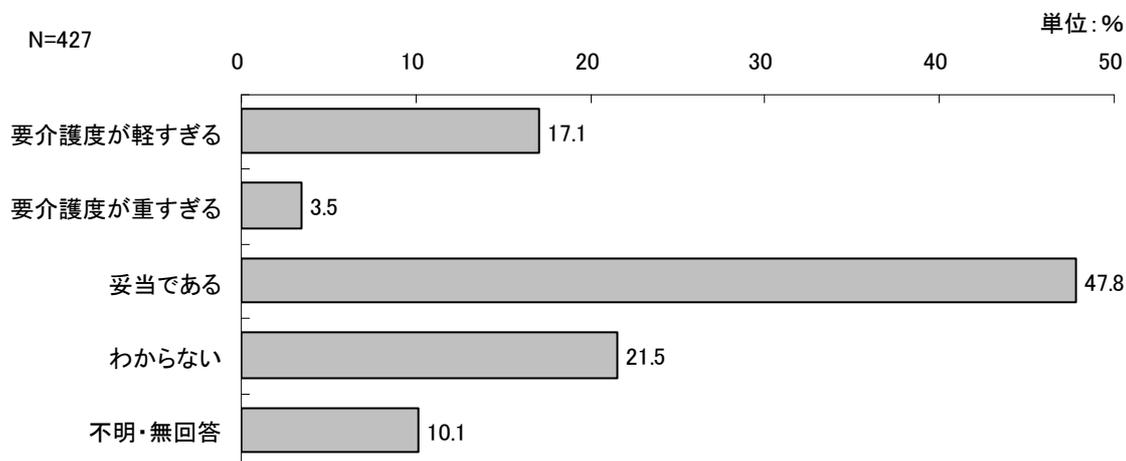
●要支援・要介護状態になった主な原因【要支援・要介護】

要支援・要介護状態になった原因は、「腰痛、ヒザの痛みなど」が 17.1%と最も高く、次いで「認知症」が 14.8%、「脳血管疾患（脳卒中など）」が 11.9%となっています。



●現在の要介護度の認定について【要支援・要介護】

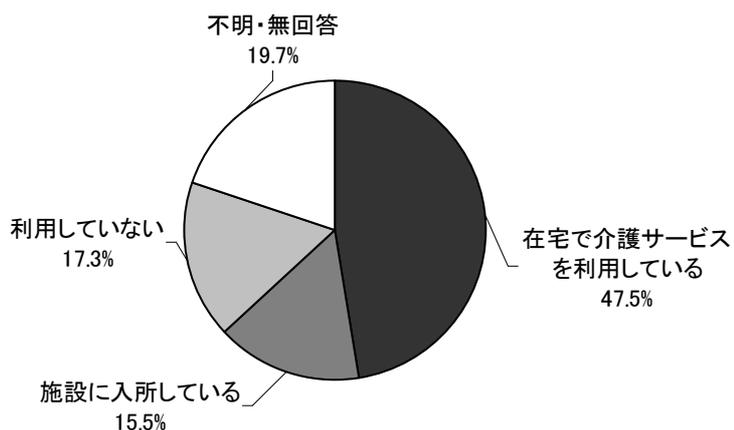
認定については、「妥当である」が47.8%と最も多く、次いで「わからない」が21.5%、「要介護度が軽すぎる」が17.1%となっています。



●現在、介護サービスの利用状況【要支援・要介護】

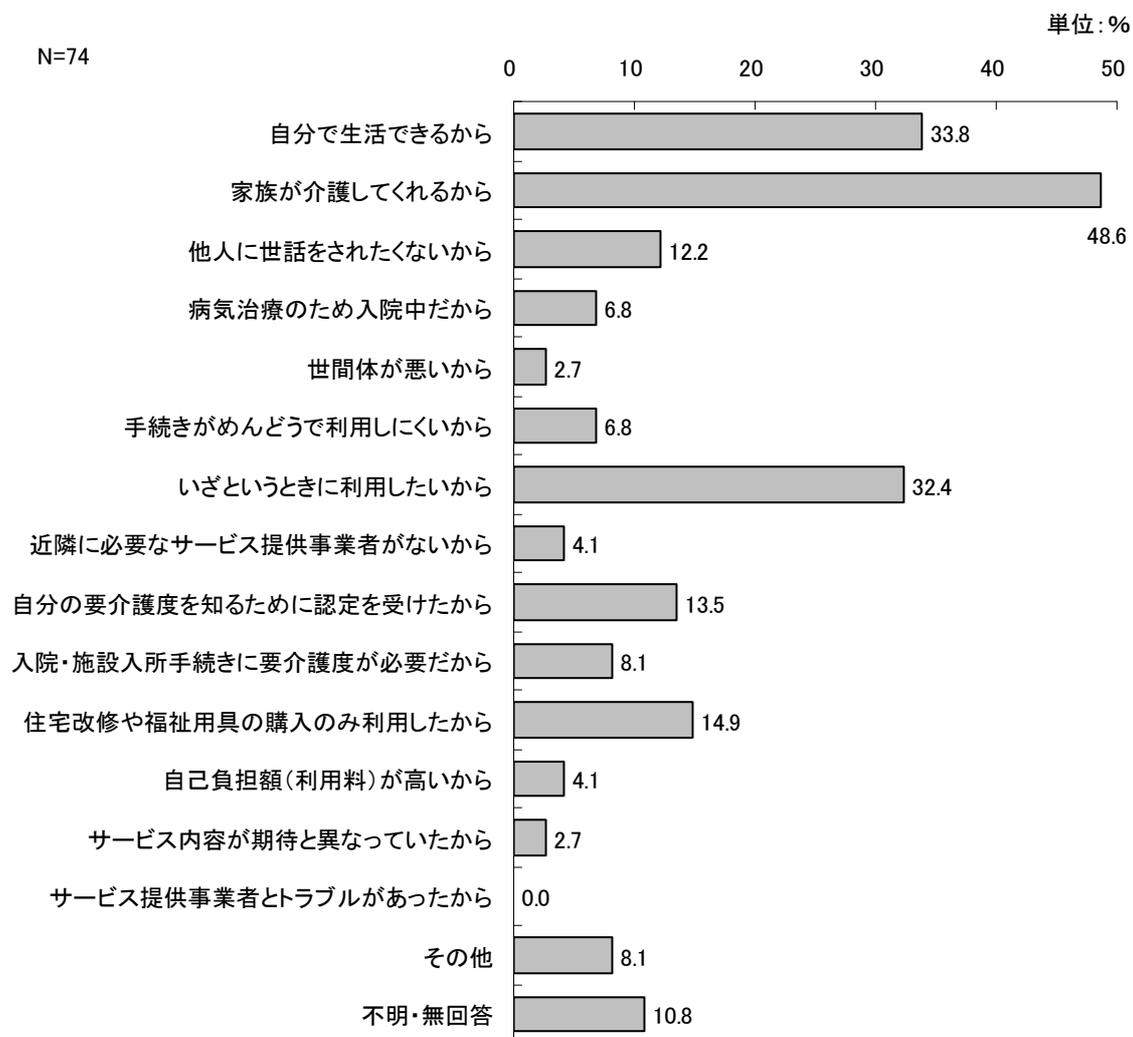
介護サービスの利用状況は、「在宅で介護サービスを利用している」が47.5%と最も高く、次いで「利用していない」が17.3%、「施設に入所している」が15.5%となっています。

N=427



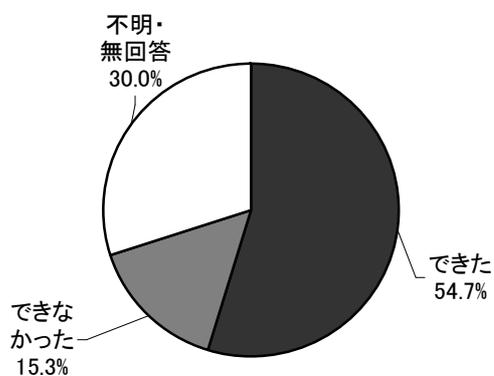
●サービスを利用していない理由【要支援・要介護】

サービスを利用していない理由は、「家族が介護してくれるから」が48.6%と最も高く、次いで「自分で生活できるから」が33.8%、「いざというときに利用したいから」が32.4%となっています。



●必要だと思うサービスを必要なだけ受けることができるか【要支援・要介護】

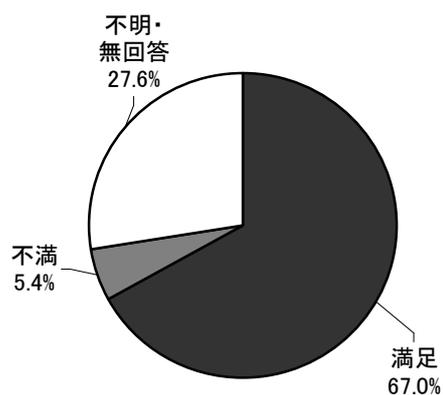
N=203



必要だと思うサービスを必要なだけ受けることができるかは、「できた」が54.7%、「できなかった」が15.3%となっています。

●作成されたケアプランの評価【要支援・要介護】

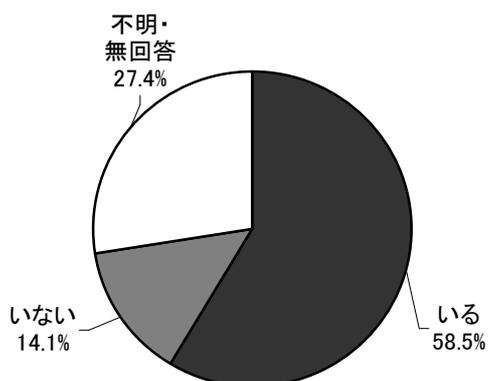
N=203



作成されたケアプランの評価としては、「満足」が67.0%、「不満」が5.4%となっています。

●現在または将来における介護者の有無【要支援・要介護】

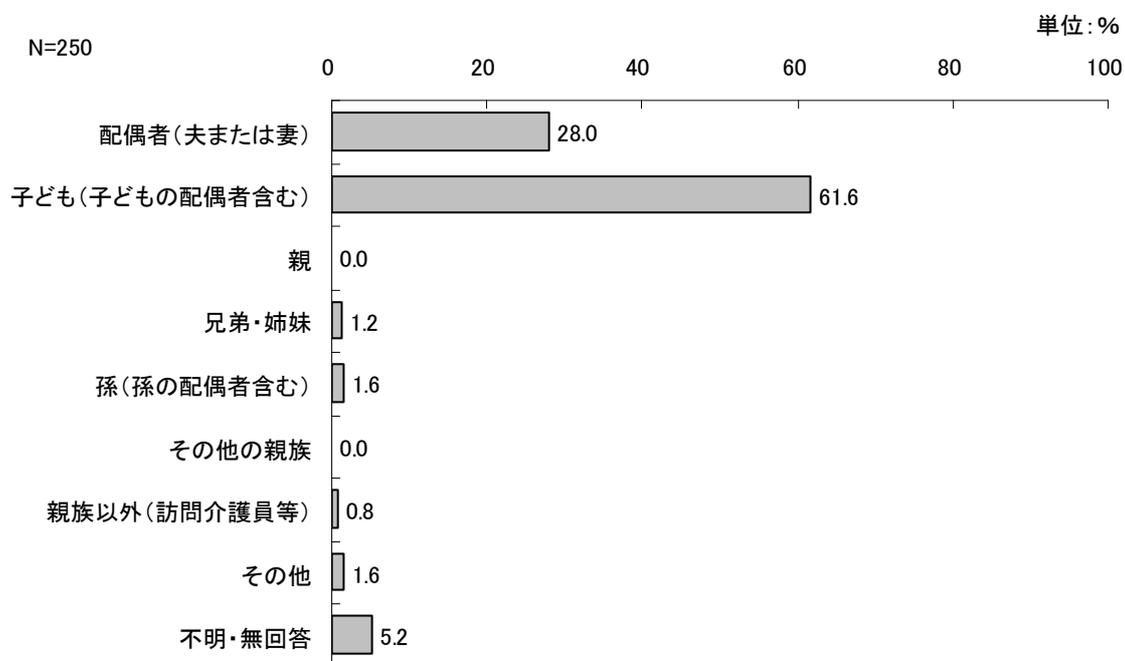
N=427



介護してくれる方はいるかについては、「いる」が58.5%、「いない」が14.1%となっています。

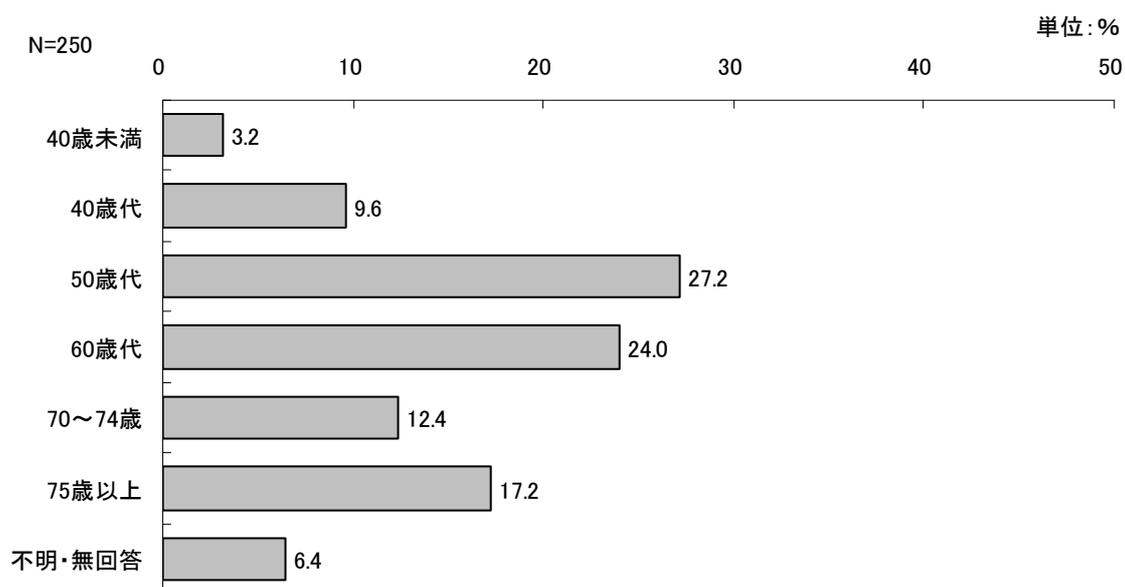
●主に介護してくれる方の続柄【要支援・要介護】

主に介護してくれる方の続柄は、「子ども(子どもの配偶者含む)」が61.6%と最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」が28.0%となっています。



●主に介護してくれる方の年齢【要支援・要介護】

主に介護してくれる方の年齢については、「50歳代」が27.2%と最も高く、次いで「60歳代」が24.0%、「75歳以上」が17.2%となっています。



2. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成18年1月1日

告示第70号

(設置)

第1条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の推進状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

3. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	松尾 武治	南丹市議会	
2	森 嘉三	南丹市議会	
3	麻田 勝司	南丹市社会福祉協議会	副委員長
4	湯浅 満男	南丹市社会福祉協議会	
5	森 昭夫	(財) 南丹市福祉シルバー人材センター	
6	西岡 季晃	(福) 長生園	
7	中川 隆	(医) 清仁会 シミズふないの里	
8	島村 修	(福) 日吉たには会	
9	大川 眞樹	(福) 北桑会 美山やすらぎホーム	
10	中川 晃	南丹市民生児童委員協議会	
11	平井 喜代子	南丹市身体障害者福祉会	
12	松本 暁	南丹市老人クラブ連合会	
13	廣野 良定	船井医師会	委員長
14	吉田 隆夫	南丹市介護認定審査会	
15	出野 比啓	学識経験者 (家族介護者代表)	
16	杉崎 功	京都府南丹保健所企画調整室	
17	永塚 則昭	南丹市福祉部長	